

地域中核・特色ある研究大学の連携による  
産学官連携・共同研究の施設整備事業  
公募要領

令和5年2月  
文部科学省

<目次>

1. 本事業の趣旨・目的	1
2. 本事業の対象となる事業者及び事業内容等	2
3. 申請及び審査方法等	3
4. 公募手続き及びスケジュール	6
5. その他	8

<提案書類の様式>

【様式1】公募申請書

【様式2】申請体制について

【様式3—1】「研究力の向上戦略の骨子」について

【様式3—2】「整備する施設の内容」について（提案大学）

【様式3—3】「整備する施設の内容」について（連携大学）

【様式4】その他確認事項

## 1. 本事業の趣旨・目的

日本全体の研究力を向上させるためには、大学ファンドによる国際卓越研究大学への支援と同時に、地域の中核となる大学や特定分野に強みを持つ大学など、実力と意欲を持つ多様な大学の機能を強化していくことが重要であり、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（令和4年2月1日、総合科学技術・イノベーション会議決定）を取りまとめました。

一方で、日本全体の研究力を底上げしていくためには、国際卓越研究大学と、地域中核・特色ある研究大学（①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能、②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能、③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能：これらのいずれか又は組み合わせた機能を有する大学）が、相乗的・相補的な連携を行い、共に発展するスキームを構築することが必要不可欠です。

そのためには、地域中核・特色ある研究大学が、特色ある研究の国際展開や、地域の経済社会や国内外の課題解決を図っていきけるよう、特定の強い分野の拠点等を核に大学の活動を拡張させるとともに、大学間での効果的な連携を図ることで、研究大学群として発展していくことが重要です。

また、政府においては、新しい資本主義の実現に向けた重点投資の主要な柱の一つとして、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日、新しい資本主義実現会議決定）を策定し、スタートアップ創出に向けて環境整備を強力に進めていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業では、強みや特色ある研究、社会実装の拠点等を核とした研究力の向上戦略の下、その実現に向けて、研究力の向上戦略の実行に必要な施設となる共同研究や産学官によるオープンイノベーションの創出等に必要な施設の整備を支援することで、地域中核・特色ある研究大学で生まれた研究成果を基にした国内外の社会課題解決やスタートアップ創出を含めた新産業の創出などのイノベーションに結び付け、大学の機能強化を図っていきます。

なお、本事業は、別途、独立行政法人日本学術振興会により公募予定の「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」<sup>※</sup>による支援との相乗効果を生むことを念頭においております。

また、上述した「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」については、令和5年2月8日に改定されていることから、改定版の趣旨も十分に踏まえて申請いただくことを期待しております。

※ 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」は、強みや特色ある研究、社

会実装の拠点（世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）や共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）等の拠点形成事業、地方自治体・各府省施策、大学独自の取組等によるもの）等を有する国公立大学が、研究力強化に有効な他大学との連携について協議等を行い、研究力の向上戦略を構築した上で、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現のため全学としてリソースを投下する取組に対して、その実現に必要な設備費・人件費等を支援するものです。

なお、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」は、本事業とは別に、独立行政法人日本学術振興会において公募・審査を実施することになります。そのため、本事業の申請の有無にかかわらず、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」への申請は、別途行ってください。

## 2. 本事業の対象となる事業者及び事業内容等

### (1) 対象となる事業者

本事業の支援対象となる事業者（施設の設置及び所有者。以下同じ。）は、国公立大学とします。

### (2) 対象となる事業内容

研究力を活かして国内外の社会課題解決や新産業創出などのイノベーション創出に貢献する施設（例えば、民間企業や地方自治体等の多様なステークホルダーが大学発の技術シーズ等を活用したオープンイノベーションを推進するためのラボやコワーキングスペースの機能、スタートアップ創出に向けたインキュベーションの機能等を備えた施設。なお、これらの機能等と併せ、オープンイノベーションの推進やスタートアップ創出に資する、複数大学による共同研究拠点化に向けたラボ・研究者交流スペースの機能等の研究力向上に係る機能を含むことは可。）の整備を対象とします。

### (3) 対象となる経費

施設の新設及び既存施設（他の補助金等により整備したものである場合には、当該他の補助金等の処分制限等に注意すること。）の増改築・改修・取得（資産価値の増加するものに限る。）に係る経費（工事費のほか、建設計画に関する調査、設計及び監理等の施設の整備に必要な経費を含む。）を対象とします。

ただし、整備する施設の一部に本事業が目的とする、国内外の社会課題解決

や新産業創出などのイノベーションを生み出すための取組に関係のない機能を有する場合は、部分的に対象外となります。

※ 同一の施設整備内容について、他の補助金との重複受給は認められません。なお、他の補助金による取組との連動性がある場合には、本事業の対象経費と明確に区分してください。

また、自己負担や民間企業等からの寄付金等、本事業以外の資金を活用する際も、本事業の対象経費と明確に区分できるようにしてください。

#### (4) 事業の開始時期

交付決定後すみやかに事業に着手してください。

### 3. 申請及び審査方法等

#### (1) 申請方法について

本事業への申請は、1大学あたり1件とします。他機関とともに申請する場合は、(ア)に加え(イ)の構成で該当するものを記入してください。

(ア) 提案大学（本事業に申請する大学）：強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点（世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）や共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）等の拠点形成事業、地方自治体・各府省施策、大学独自の取組等によるもの）等を有する国公立大学のうち、研究力の向上戦略を構築した上で、全学としてリソースを投下する大学

#### (イ) 連携機関

- ① 連携大学：大学が有する強みを活かして、提案大学の研究力の向上戦略に関連して、提案大学との組織的な連携を図りながら、本事業の経費を活用の上、研究力の強化を図る国公立大学（大学共同利用機関を含む）
- ② 参画機関：本事業の経費の配分対象ではないが、提案大学と連携して活動を行う、研究力の強化に有効な大学等（例：国際卓越研究大学への申請を予定している大学や、海外大学、国立研究開発法人、高等専門学校等）

なお、提案大学となる大学が別の大学の申請において連携機関となることは可能とします。ただし、複数の提案において同一の施設整備内容を申請するこ

とはできません。

加えて、現在公募中の国際卓越研究大学へ申請予定の大学については、参画機関としての位置づけは認められます。

提案大学には、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」に申請することを前提に、研究力が向上した10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための、強みや特色ある研究や社会実装の研究拠点等を核とした研究力の向上戦略（以下、「研究力の向上戦略」という。）の骨子を作成していただきます。

## (2) 申請内容について

申請内容においては、以下のことを示してください。

### I. 「研究力の向上戦略の骨子」について

- (ア) 提案大学による研究力の向上戦略の骨子として、提案大学の研究力が向上した10年後の大学ビジョン、そこに至るための一定程度具体化されたプロセス（提案大学の強みや特色ある研究拠点等を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開、他機関との連携、リソース配分の見直しや組織改革等）
- (イ) 提案大学の研究力が向上した10年後の大学ビジョンは、提案大学のミッション等に基づき設定されており、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ（改定版）」（令和5年2月8日、総合科学技術・イノベーション会議決定）も参照しつつ、①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能、②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能、③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能のいずれか又は組み合わせた機能を有する大学を目指すものになっていること
- (ウ) 提案大学の強みや特色ある研究拠点等の以下の実績
  - ・ 特定の個人研究者のみに依存せず、まとまった所属研究者数や関連する研究支援者（URA等の研究マネジメント人材や技術職員等の高度な専門職人材を含む）数を有していること
  - ・ 大学本部の積極的な関与のもと、組織的に充実した活動が行えるよう運営マネジメントがなされていること
  - ・ 拠点等の性質に応じて、論文創出数や論文の被引用数、民間企業との共同研究件数や共同研究費受入額、特許出願数や起業数、研究成果の社会実装による地域内外での新産業創出や社会課題解決などの面で実

績を上げていること

- (エ) 以下に該当がある場合には、それらの実績等
- ・ 提案大学が、研究力の向上戦略に関連した実績を有している場合には、その実績
  - ・ 提案大学が、研究力の向上に向けて、リソース配分の見直しや組織改革等を行なっている場合には、その取組実績
  - ・ 連携機関がある場合には、連携の必要性及び連携内容に係る実績

## II. 「整備する施設の内容」について

- (オ) 本事業で整備する施設は、提案大学の研究力の向上戦略の実現に向けて必要であり、産学官連携による国内外の社会課題解決やスタートアップを含めた新産業創出などのイノベーションを生み出すことに貢献するとともに、経済的効果が見込める施設であること
- (カ) 連携機関がある場合には、本事業で整備する施設は、提案大学及び連携機関で利用する施設であり、連携効果や連携機関の研究力向上が見込めること
- (キ) 本事業で整備する施設の整備内容の規模や整備計画、立地する場所は、研究力の向上戦略の実現に向けて効果的・効率的であること
- (ク) 本事業で整備する施設の利用計画及び管理体制が定められており、十分な運用機会が見込めること
- (ケ) 本事業で整備する施設の利用にあたって、施設の特徴に応じて外部利用者から適正な対価を徴収するといった工夫も含め、組織全体で本施設整備後の管理を見込んでいること

### (3) 審査の観点

上記(2)(ア)～(ケ)の申請内容について以下の審査の観点から総合的に審査を行います。

- ① 「研究力の向上戦略の骨子」に関する審査の観点：
- ・ 実績を踏まえた研究力の向上戦略の実現可能性や優位性・発展性
- ② 「整備する施設の内容」に関する審査の観点：
- ・ 整備内容の有効性（研究力の向上戦略の実現に対する効果、国内外の社会課題解決やスタートアップを含めた新産業創出などのイノベーションに対する効果、連携機関との連携効果）
  - ・ 整備内容及び整備計画の妥当性

- ・ 施設の整備後における利用計画及び管理体制・計画の妥当性

なお、複数の申請に関わる大学には、当該大学に対し、各申請内容の妥当性や実現可能性、全申請を通じた当該大学の研究力向上に関する効果を確認します。

#### (4) 審査の方法

文部科学省が、有識者で構成される審査委員会を設置し、申請内容について書面審査等により総合的に審査を行い、採択します。

なお、審査委員会において必要と判断された申請については、追加でヒアリングを実施します。ヒアリングの日程は、4月4日（火）及び6日（木）を予定しています。

#### (5) 補助額

本事業の総額は500億円です。

本事業で整備する1申請あたりの事業者への支援規模は最大20億円程度とします。

ただし、提案大学のみ申請又は連携機関として国内大学を含まない申請の場合には、補助上限額を10億円とします。

国内大学との連携がある場合には、提案大学にまとめて施設を整備することを基本としますが、提案大学及び連携大学がそれぞれに整備する場合、それぞれの大学への補助額の上限は10億円とします。

交付決定にあたっては、全体予算額を勘案しつつ、申請内容に応じた適正な規模の補助額を決定し、文部科学省から提案大学及び連携大学に対して交付します。

審査の結果により、整備する規模の見直し等の改善意見が出された場合には、支援規模等も含め、これを反映させた決定を行う場合があります。

### 4. 公募手続き及びスケジュール

#### (1) 申請書の提出

申請者は、様式1から4までを作成のうえ、電子ファイルで提出してください。

(〆切)

令和5年3月17日（金） 正午 必着



(提出・問い合わせ先)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

中央合同庁舎7号館東館15階

文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課

TEL : 03-6734-4168

E-mail : [region@mext.go.jp](mailto:region@mext.go.jp)

## (2) スケジュール

令和5年2月17日(金)	公募開始
令和5年2月21日(火)	公募説明会参加申込締切
令和5年2月22日(水)	公募説明会
令和5年3月13日(月)	申請意思の表明締切
令和5年3月17日(金) 正午	公募締切
令和5年3月20日(月)～4月中旬	審査
令和5年4月中下旬	審査結果の公表
(以降採択された申請のみ)	
令和5年4月中下旬	交付申請
令和5年5月中下旬	交付決定、事業開始

## (3) 公募説明会

新型コロナウイルス感染症への対策として、オンライン上での説明会の開催を予定しております。本事業の趣旨・内容をご理解いただくため、申請を検討している大学関係者におかれては、可能なかぎり説明会に参加いただくようお願いいたします。

〈説明会〉

日 時 : 令和5年2月22日(水) 13:30～15:30

方 法 : オンライン (Webex を利用します)

URL : <https://mext-gov.webex.com/mext-gov-jp/j.php?MTID=m31f6e9ea76bb427370d77600cae4f24a>

申し込み : 令和5年2月21日(火) までに、以下の申込フォームで参加申込をしてください。

<https://forms.office.com/r/FaiJDamzNP>

上記申込フォームからの申し込みができない場合は、4.(1)に記載の担当課宛てに、電子メールで連絡ください。連絡にあたっては、メールの件名として「地域中核・特色ある研究大学

の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業 説明会申し込み」、本文に「所属組織及び所属部署名」、「担当者」、「電話番号」、「電子メールアドレス」を明記してください。

備考：状況に応じて、2回目の説明会を実施する場合があります。その場合は、ホームページ（URL：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/boshu/detail/mext\\_01190.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/mext_01190.htm)）で告知しますので、随時確認してください。

#### （４） 申請意思の表明

あらかじめ申請者の数を把握しておくため、申請を希望する者は令和5年3月13日（月）までに以下のフォームから申請の意思を表明してください。

<https://forms.office.com/r/sh43NqkGj2>

上記フォームからの表明ができない場合は、電子メールにより申請の意思を表明してください（様式は任意で提出先は4.（1）と同じ）。

## 5. その他

提案大学は、連携機関との間で研究力の向上戦略を共有するとともに、連携大学を含めた事業者全体の資金計画、執行状況について把握してください。

また、本事業の実施にあたって、事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金交付要綱及び地域産学官連携科学技術振興拠点施設整備費補助金取扱要領などを遵守しなければなりません。特に、本事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、本事業が終了した後も善良なる管理者の注意をもって管理し、事業の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。本事業の原資が国費であることに鑑み、事業者内部の管理・監視体制の構築や事業の適正な実施に係るルールの策定などの取組を行っていただきますようお願いします。

なお、本事業の実施期間内又は実施後において、実施状況又は整備後の利用状況等について、文部科学省により調査等が行われる場合があります。また、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」との連動性の観点から、独立行政法人日本学術振興会に申請内容等を共有する場合があります。